

## (仮称)新宿区自治基本条例検討連絡会議 開催概要

第29回平成22年4月13日開催 午後6時30分から午後8時46分 第2委員会室

出席委員 辻山座長

区民検討会議 : 高野副座長、大友委員、土屋委員、斉藤委員、野尻委員、樋口委員

議 会 : 根本副座長、山田委員、佐原委員、小松委員、あざみ委員、久保委員

行政・専門部会: 針谷副座長、加賀美委員、菅野委員、野澤委員、折戸委員

欠席者: 木全委員

傍聴者 1名

### 1 本日の進め方について

- (1) 区分F: 地域の基盤(地域自治)について
- (2) 区分B: 区民の権利と責務について(骨子案の検討)
- (3) 今後の検討連絡会議の進め方について

### 2 議題

座長

・新たな委員が選任された。また、行政の内部の人事異動があって、自己紹介をいただきたい。

→大友です。今度区民のほうの代表にさせていただいた。経歴は今、地区会長の副会長、四谷地区の副会長をやっており、あとスクールコーディネーターなんかもやっており、区政にも随分参加させていただいてる。今後ともまた御指導のほどよろしく願います。(区民委員)

副座長(行政)

・4月1日から企画政策課長になりました針谷弘志です。前職は財政課長で、自治分権特別委員会の議論を時々拝聴したことがあり、よろしく願いいたしたい。

→菅野です。4月1日、生涯学習コミュニティ課長になりまして、前職は大久保特別出張所長。よろしく願います。(行政委員)

→野澤です。前職は柏木特別出張所長。よろしく願います。(行政委員)

議会事務局長

・4月1日付で議会事務局長を拝命いたしました名取です。前職は総務部参事で、東京都後期高齢者医療広域連合に派遣でした。どうぞよろしく願います。

座長

・きょうの議題を整理すると、大きく分けて3つ。

1つは区分F、地域自治、地域の基盤について三者の案がそれぞれ出そろったので、意見交換を行って、合意事項をできるだけ探った上で骨子案検討チームに引き継ぐと、こういうことになる。

2つ目は区民の権利と責務について、これは骨子案の検討ということで、骨子案シートが新たに作成されており、この中身でいいかどうか議論をするということ。

3つ目は今後の検討連絡会議の進め方で、一応骨子案検討チームの状況、進め方、それから区民討議会の進め方、区民アンケートなどについて、この3つについて議論をすると、こういうことになる。

1番目の議題で、区分F、地域自治、地域の基盤について、それぞれから御説明をいただく。

副座長(区民)

・F区分、地域自治組織で、区民検討案は(1)で「区は地域の特性をふまえた区民(住民)の自治を尊重し、区民(住民)が自主的に設置する地域自治組織の活動を促進するものとする」と、ここに今括弧は後々区民、住民の定義がされてからこれを確定していくという形。

2番、「(1)に定める地域自治組織は、以下に例示する ~ の機能を要するものとする」、情報の共有、地域課題の解決、区民(住民)の区政参加、地域社会(コミュニティ)の活性化、議会・行政への提案、諸団体間のネットワーク形成、その他、当該地域の自治に関すること。

3つ目は、「区は、地域自治組織を支援するため必要な措置を講ずるものとする」と。

4つ目は、「地域自治組織に関し、必要な事項は別に条例で定める」と。

それで、一応この中で（１）の部分に関しては、自治の尊重ということで都市内分権ということも少し含めてということがあって、その辺をうたっている形。

あと、この（２）で、これは現存の地区協議会が今支援に関する要綱の中にうたっている内容がほぼこの中に網羅されているという状況である。

３番目、この部分は資金というか、支援すると、予算面の部分で、それをどうやって書こうかということを考えて、これは予算というよりは「必要な措置」を講ずるという形で考えた。

この中で、いろいろ出てきたのが地区協議会、町会とか、どっちが自主的に、いわゆるそういう地域のところが自主的にやっていくということが一つのねらいであって、それをエリアとかその辺のところが検討の中にあった。

権能をどういう形でするのかと、４番目に出た条例で定めるときは一応議会、行政、区民の三者でやっていければなというところが区民サイドのこの自治に関する、地域自治組織に関する内容。

副座長（議会）

・議会の地域自治については、基本的な理念を簡略に書いるので、最初の地域自治の推進というところと地域自治組織への支援等というところのこれだけ。

「地域自治の特性と自主性をいかし、個性豊かで魅力ある地域のまちづくりを推進する」、「地域自治によるまちづくりの仕組みをめざす」、それから「一定の地域区分を定め、それぞれの地域に協議会を設置する」ということで、多分ここは区民の案、行政の案で見ると、「区は」とか「区民は」とかという言葉が入っていない。

区は何とかの支援を必要な措置を講じるよう努めなければならないという言葉も入っていないということで、区民、あるいは市民一人一人が市民としてどういう方向で行くのかということで、行政と、あるいは区民ということの行政は何々を講じるとか、区民は何とかという言葉はここにも一切入っていないので、そういうふうに御理解いただきたい。

それから、「地域自治によるまちづくりの仕組みをめざす」というところで、地域分権なのか、地域自治なのかという議論があった。

副座長（行政）

・行政の案。「地域自治組織の目的及び設置」で、１番として「区民は自主的に地域の課題解決を図るため、別に定める区域区分ごとに地域自治組織」、後でいろいろこの言葉が出てくると思うが、「以下、○○という」と書いて、「を自ら設置することができる」といったものである。

２番が財政的なところ、行政の言い方になるが、「区は地域自治を推進するため必要な措置を講じるよう努めなければならない」と、必要な措置の例として例示して、「自治の範囲として区域区分の決定」、「区域区分ごとに地域自治組織の認証」、「認証した地域自治組織への活動支援など」といったことを挙げている。

→この１つ目の地域自治組織、「以下、○○」ということで、名称は専門部会でも決めていないが、既存の地区協議会にこだわらないで、新たな地域自治組織をつくり上げていこうと想定している。

２番目の「地域自治を推進するため必要な措置を講じる」ということで、「必要な措置」の例が下に書いてあるが、１つは自治の範囲をどのような単位にするか、これは10カ所の地域でよろしいかと思っているが。それから区域区分ごとに地域自治組織の認証、この認証というのは別に附属機関ということではなくて、一定の要件を満たした形で自主的な組織ができれば、それに対して財政的な支援、その他の支援をするので、そういう一定の要件を満たしたものでありますよと、区で認証して、それに対して支援すると、この認証という言葉を使っている。（行政委員）

座長

・かなりニュアンスが違って出てきているので、それぞれについての御質問、御意見をどうぞ。

→議会の考えで。理念条例、基本的理念を簡略化してこういう文章になったと思うが、地域自治の主体というのが区民、住民で、それが一目瞭然にわからないというのは、区民にとって非常にわかりづらい条例になると思う。一つ一つ、どこが主体で、区か、それとも区民がというのがわかりやすく入れたほうがよいかと思う。（区民委員）

→我々として理念条例として掲げた。しかし、区民検討会議案が出てくる案は、区は何々という形でかなり具体的に基本条例の中にいろいろ具体的なものを盛り込んでいこうとなっている。そこで、我々は議論としては区民検討会議案をベースにして議会として提案を受けとめて議論しようという

ことになるから、いつもここになってくる。特に住民投票条例は、どんどん区民検討会議案の案に我々が大体コミットしていく格好になっている。

この形から議論が始まっていて、調整に入っていくのかなというふうに思うが。（議会委員）  
→先ほど地域自治から分権という形の言葉から自治にしたんだという形で議会委員が言っていて、要するにそういう今度の地域自治組織に関しては、新宿区の一定の権限を地域の自治組織に対しては移譲しないというふうに聞こえた気がしたが、どのように考えにしているのか。（区民委員）

→必要な権限を移譲するということだ。例えばもともと議会が決定をする事項について、地域自治組織にゆだねるという、そういうとらえ方をしている人がいる。そうでなく、議会でやるべきことは議会でやるわけで、議会で最終的に決めると。

ただ、権限の内容というのはいろいろあって、例えば区が何かを答申をして、それに対して諮問をするという、それも一つの大きな権限だということだ。

区民検討会議の中に書いてあるが、議会は行政に提案をするという、この提案権も権限ですわね。権限にもいろいろあって、必要な権限というのはこの地域自治組織の中に与えるというか、本来持つべきだと思っている。それで、どんどん意見を言ってもらって、最終的に決めるのは議会であり、区長である。（議会委員）

座長

・わざわざ分権と言わなくても、地域の自治を尊重するということから、当然のことでしょうというニュアンスなんだね。

→だから、移譲というか、権限を少しは移譲していただける形で考えていたほうがいいのかと、今の御答弁でちょっとそんな感じがしたが。（区民委員）

→例えば、既に地域協議会。その中でもいろいろな経営主体があって、例えば上越市で言えば地域協議会が選挙で協議会委員を選んで、地域の重要テーマについては市から何かを受けて、それで地域協議会で答申するとかをやっているところもいっぱいあるわけだね。

最終的に議決権はどこにあるのかという議論になるわけだね。重要な事項については地域協議会の意見を尊重して、区なり議会なりは行政を推進するという、その差はいろいろあるから、いろいろな形態があるということで、議決権みたいな意味での権力の移譲ということに「誤解をとられる分権」という言葉をやめて、地域の自治の組織の育成というようなことにした。（議会委員）

座長

・分権というのは何となく移動するというイメージがある。中央にあるものを地方に持ってくるとか、例えば議会の議決権を行使するときに当該地域に大きな変更を及ぼすような場合には、事前に地域での討議にかけると、その意思を付度して議会で議決すると。

だから事前手続的な決定ということもあり得るし、それは諮問という形でやるか、それとも地域の形状が大幅に変更されるような計画については、地域協議会が最初に地域協議会に諮らなければならないことにすると、先端的な地域自治の考え方だが、まさに、それは分割して与えてしまったんでは、上越市のように、市議会の議員たちが我々は何のために存在しているのかと、地域協議会が地域のニーズについてはほとんど議論しているので、私たちは何を代表しているのかという議論も確かに上越ではあった。

決めなきゃいけないことは、地域の自治を尊重する自治体でありたいと。そのときに自治体は、区民と区域と区の行政、政治機構を含めた区という概念で、新宿区は地域の自治を尊重するのだということを使うか、これが1点目ね。

2点目はそれを進めるために、地域自治組織を組織することができると、あるいは組織しますという書き方もあるね。といういずれにしてもつくるということ。つくったらそこにはどのような役割が与えられるかという、あるいは区民検討会議では機能という言葉を使っているが、何ができるかということをはっきりさせる。

4点目には、その活動を支えるために区の政府に何が必要か、恐らくそういう組み立てになっているのだろうと思う。ただ、議会のほうは支援については書かないと、行政がこうする、区民がどうするという組み立てではないので、書いていない。

地域自治組織を尊重する、地域自治組織をつくることができる。そこにはどのような役割、機能を与えるか、それを遂行するために区の政府として、あるいは行政として政治も入るな、どのよう

な支援が用意されるべきか、というようなことだと思う。

そういうふうにして考えてみると、実は区民検討会議の区というこの概念はどうも区の政府を指しているような、行政と議会を指しているようなニュアンスをちょっと感じているが、どうか。

副座長（区民）

・区という言葉に対してこだわりは持っていなかった。なぜかという、区の役割、責務、それから議会の役割と責務をまだ語り合っていなかったから、その部分で固定できなかった。

座長

・区というものをどのような文脈で、意義で使うかということをやらなければいけない。

→地域を幾つに分けるかという議論は、ここで煮詰めなきゃだめだということでないと思う。自治基本条例に求められているのは、要するに地域自治区をつくるんだということだと思うね。どうするかというのは、別条例の中で十分議論すればいいのではないか。この条例では、要するに地域自治区をつくることを明確にしておく必要があると思う。

区民検討会議も、そういうのがそもそも前提になっているわけだから、三者がその点では共通するということになるのではないか。（議会委員）

座長

・これは行政案の必要な措置というところに区域区分と入っているのは、条例によって改めて検討して決めていこうという考えでいいか。そういう意味では、共通しているというふうに言える。

→地域自治における分権という言葉を決して使ってはいけないという主張をした、その理由は分権という場合には区議会の一定の部分、区議会が持っている権限を地域自治組織に移譲すると考えるのは当然だし、分権という場合は国の権限を東京都とか新宿区とかに移すということだから、そういうふうに区民が思っている言葉を使ってはいけないと。

その理由は、地域組織が持つ権限を、言葉を変えたら権利、権力でもあるわけだ。そういう権力とか権限は、それにかかわるすべての人が認めるものでなかったらいけない。それには、公選でなかったら絶対だめだと思う。（議会委員）

座長

・偶然にも三者どこも分権って文言は使ってない。そのことは議会も随分と練り上げたようだが、理論的にはそういうことだろうと。

ただ、あくまでも政治的な正当性というか、決定したことについて強制力を持たせるという決定でない場合、つまり最終決済は議会に残されているのだが、地域の合意を取りつけてくるという組み立ては可能だというのが私の考え方だ。

ということで、分権という言葉ではなくて、では、この地域自治の住民の自治組織はどういうことをする。機能として、お仕事だよね、するのだということについて、まずこういう書き方である程度イメージできるように列挙をするかどうかということが他の議会、行政との違いということになるので、御意見いただきたい。

→「機能」だが、条例の中に列挙をしていいが、列挙をするとなると、大変だなという感じはする。

地域協議会が一定程度成熟をした活動ができる、地域の中にきちんと認知される、信頼度も高まるという段階になったら、予算編成をすることも、するべきじゃないかというふうに、予算を決めるのは議会だが、編成をして予算を提案するのは、それはできるわけだから、そういうことも前段で言ったような状況になったら、すべきだと思う。（議会委員）

→必要な措置を講ずるというところで、人、物、金という話がうちのほうで出たときに、それらはちょっと上品じゃない、必要という言葉があるから、それが一番妥当なところ。

要するに、これは人間同士の思いやりとかすべて含まれているところが必要ということで、人、物、金は外そうということになったので。

個別条例で作成、（２）からまでもし機能としてなくすとすれば、個別条例の中に入れるようにしても、それは構わない。ただし、この個別条例をつくる時には区民も参加するという担保をしてもらいたい。住民投票も、個別条例の特に区民サイドも入れてほしいと、いい返事はいただけない状況、雰囲気なので、ぜひ必要な措置を講じてほしい。（区民委員）

座長

・これは、紳士協定というようなことか。その当事者を入れずにこの地域自治の条例はつくれませ

んよ、絶対に。むしろ気になっているのは、（２）のこの機能の列举を外すのであれば、（３）の区は必要な措置を講ずるというのだが、これは一方的な裁量でいいのかと、地域自治組織とか協議会と協議してというようなことがあっていいのではないかという気はする。

→どのような組織が理想的かで、各チームで話し合った。その合意がこの７項目。これは現存の地区協議会の機能なのだ。それで、今各地区協議会で掲げているのは、地域の課題を解決する。それから、「行政への提案」が掲げられ、これを設置した区側は、その機能としては、地域ネットワークの形成とか、ほかに２つの各地区協議会の会則に掲げてない部分、ここに書いてあることが全部網羅されている。改めてそうやってみんなで考えると、今のままでそれをもっと充実させればいいのではないかなという話にもなる。（区民委員）

座長

・これはパッケージとして現に担っているというか、やっていることなので、だが条例化するにせよ、何にせよ、これが引き継がれていくということが了解されていないと、まるっきり消しちゃってどこにいったかわからなくなるのは困るよということだと思う。

一方で基本条例にちゃんと書いておいてとなると、例えば先ほど話があった、新たにこのこともできるじゃないかというときに、基本条例を改正しなきゃいけないのかとはしたくない。

→地域自治区を設けてそこに協議会をつくると。協議会をつくるというのは任意だが、任意であるから、今の地区協議会みたいに１つしかないが、同じ地域に２つも３つもつくられるという可能性が全く排除できるわけじゃない、任意だから。しかし、例えば同じ地域自治区の中に２つか３つ似たようなものができた場合に、２つか３つに何か同じようなことだったり、したがって行政のほうは認証という言葉を使っているね。要するに、認証すると。それで、認証というのは、これは引っかかるような気がするが。（議会委員）

座長

・これはどのレベルで決めるか、全国で今やっている地区協議会だとか自治協議会は、最初に何々の単位を区域としてまず決めなければ、乱立したりとか、空白ができたりとか、排除の論理とか、そういうことになるので、行政案のように、別に定める区域区分ごとにと、その区域区分をこれは別に譲っているわけだが、多くのところでは学校区ごとによって、ある程度そこを固めるのが一般的のようだ。

ただし、それを例えば町連などが押しつけじゃないかという可能性はある。だから、そのことが最も合理的だと思われる区域区分を関係者、区民たちも集まって、合意していくしかない、こういふことになると思うが、基本条例ができたときに既に一斉に区域区分の案が提示されなくてもいいという考えだから、そういうことがあり得るのではないかという気がしている。

→ちょっと違うような気がする、要するに地域自治区がつくられるわけよね。例えば、四谷に住んでいるが、四谷というのが一つのブロックになると。それで、その中に協議会と称するものが現在のように一つつくられる場合には、四谷全域を網羅して一つの協議会がつくられるのであるならば、それは問題ないが、似たようなのが人の集まりで２つできちゃったと、区域内に。そうすると、認証するというような考え方が出てくるだけだというふうに思う。（議会委員）

座長

・行政案は区域に２つもつukれないという前提だね。１つだね。だから条例上の組織であるかどうかということは確定されなきゃいけないので、認証ということが考えられているんだね。

・認証にもう一つ積極的な側面もあって、準公権力的な、準社会的な、社会的な存在ですよということを区としても認めてますよ、という意味合いで、最近ローカルルールなんかについて、市町村長が認証するというのが結構ふえてきている。

→一定の要件なりを満たした団体に対して、区としては支援をするわけで、財政的な支援も含めて。そうしたときに、それなりのきっちりした要件がちゃんと整っていてほしいという思いがある。確かにこの団体が地域自治の組織としてふさわしい団体ですよと、認証、あるいは認定、その上で、だから財政的な支援等を行いますよと、そういった形だ。（行政委員）

座長

・１つは、だから地域自治区に関する条例。それに合致しているかどうか。ただ、確かに認証って何か上目線だと。受理というのでやっている。分裂しているようなところが上がってきたときは、

ある種の指導に入るわけよ、まとまったら受理しましょうというようなことをやったりして。

→大和市みたいに一回つくった条例がまた無になるという、その部分を懸念すると、何か構築していく必要もあるのではないかというふうに感じる。（区民委員）

座長

・いずれにせよ何らかの区域区分と例えばどこまで踏み込むかわからないが、組織についての自由な出入りができ、みんなが参加できるものになっているかどうかとか、とにかくそういう条例の設置基準に基づいてつくられているということを一応登録するという、できればまたホームページなどに登録するのでしょうか、それを認証とするか、受理行為でやるか、いろいろありましたが、それを入れるということが。

→地区協議会、全く条例化されていないので、認知度が低い。この基本条例の中で、現存の地区協議会が押さえられていないということで、これはしめたということで、例えば大きな町会がNPOからPTAから全部巻き込んで、一つ自治組織をつくらうじゃないかと、そういう動きもあると思う。そうしたときに、どのようなふうに認証も、先にあるから地区協議会というふうになるのか。

座長

・それは、一般的な話だと思うが、そういうふうになしくつくらうよといったら、恐らくはそのときに書式があって、何という名称か、会員は何人か、規約はとか、代表は何名でとか、議事機関も置きますかとか、そういうようなことで書類をつくっていただいて、それで受理するとかしないとか、認証するとかしないとかということに多分なるのだと。

・2枚とか出てくる可能性があるが、それはずっと受理しない。そこを話し合えないんだったら、自治できないもの。だから、ほっとくのだ。

→区域の問題もあるよね。5グループにするとということだって、今の地区協議会の10とは全然違う形になるわけだからね。

座長

・そう。本当にそこが正念場という感じはする。

・いずれにしても周りを見ていると、例えば区内を42カ所に区域区分して、自治組織を立ち上げてください。3年たってもまだ13とかというようなテンポでやっているようだ。この間松坂市へ行ったら、進みませんねってやっぱり言っていたけれども、しりをたたくわけにもいかずというようなことで、時間がかかるようだ。

→（1）2行目の地域自治組織の活動という組織が入っているから、行政委員の疑問は出てくるのだが、設置する地域自治の活動を促進するというふうに、組織を取ってはまずいか。（議会委員）

座長

・最初は地域の自治を大事にしますよ。あるいは逆に私たちは地域の自治を一生懸命やりますよと書いてもいいが、そういうのがあって、2番目に区域区分に従って、みずから自治組織をつくることができますよとやって、3番目に自治組織の活動について必要な措置を区はとらなければならないという組み立てがあり得るのかなという気はする。

文章上行政のほうは別に定めるというふうに、最初に条例の存在を言っておいて、区民検討会議は必要な事項はというふうに、これには区域区分も当然含まれると考えているわけね。そういうことでこれは骨子案の検討部会へ送って、少し詰めてもらうということにする。

・次は骨子案が出たので、それを検討するというに。

・区分B：区民の権利と責務について。

→区民の権利、2のところでは骨子案に盛り込むべき事項で、「区民は、区政に関する情報を知る権利を有する」、「区民は、公共サービスを受ける権利を有する」、「区民は、区政に参加する権利を有する」、ここまでは決定ということだと思う。が、4番目だが、「区民は、自治の担い手として、生涯にわたり学ぶ権利を有する」と、ここでの議論は前の3つはいいんだが、学ぶ権利というのは上の3つの権利と違うのではないかと議論があり、持ち帰ってもう一回検討と。

それで、三者で検討したが、ここもそういう議論はあったが、生涯にわたり学ぶとは、理解するとか、情報を共有するとか、政策提言をするとかいう前提として、まず「学ぶ」ことが非常に重要だ、これがなければ、ほかのところも生きてこないと、もう一度「区民は、自治の担い手として、生涯にわたり学ぶ権利を有する」とこれは大事で、むしろ上の3つをちゃんと内容のあるものにし

ていくためにも、学ぶ権利というのが絶対必要なのだと、大事だよということ。すべての前提として学ぶということ、生涯にわたり学ぶということが大事だよ。それで、再度「自治の担い手として、生涯にわたり学ぶ権利を有する」ということをこの検討会議にかけたいなことだ。

三者の意見としては再度ここに「学ぶ権利を有する」ということを入れたいという意見の一致を見ましたので、今回提案するということだ。

区民の責務、「区民は、この地に最初暮らす」「生きるものとして、お互いの自由と人格を尊重し、良好な地域社会の創出に努める」、「事業者、NPOなどの団体は、地域社会と協調し、区の発展に寄与するよう努める」と、1点目の条文の最初「暮らす」と、暮らすというよりは生きるというほうが学び、働き、活動するというのは、「生きる」のほうがいいということとした。

2番目の「事業者、NPOなどの団体は、地域社会と協調し、区の発展に寄与するように努める」と、議会で区民の定義を今議論している最中なので、2つ目の条文は、この場で入れる、入れないではなくて、区民、議会の定義がまとまっていったときに、こういうことが必要なのか、必要でないのかというのはあると思う。これは前回いろいろな意見をいただいた中で、集まって話したので、ぜひこの案で進めてほしいというのが私どもの意見だ。（行政委員）

→ここに「自治の担い手として」という言葉が一言入ると、上からずっといい感じで流れてくるかなということで、そこには余り大きな意味は持たせていないので、取ったほうがわかりやすいというのは全くそのとおりだと思う。（区民委員）

→下の説明を読んでいると、「学ぶ権利」については解説をつけるとなっているので、かえって「学ぶ権利」って何だろうといったときに、解説を見たときに「ああ、そうか」と気づいたほうが意外と印象が強いんじゃないかな。（議会委員）

→議会側の選出の委員として申し上げたいが、1回目の調整会議というか、それで出して、ここの議論を受けて修正したのだ。修正して出されたものは、また違うことを言われたのでは、どうしたらいいのだという話で調整不能になるわけ。だから、「この地とともに生きる」というのは、議論になったのは「生きる」なのか「暮らす」なのかだから、その議論ならいただけるが、そのほかのことを今言われたら、じゃ、どうやって作業をするのかという話になるので、それが1つと。

「学ぶ権利」があるということだけでは、義務教育の話も含めて、ここの自治基本条例についてはなじまないとさんざん言われたから、新宿区の自治の中で、どうやって学ぶ権利を表現するかということで、この言葉を使ったわけだよ。これもだめだというのなら、最後は「学ぶ権利」は入れるなというふうにははっきり意見をまとめてもらう以外には作業のしようがない。（議会委員）

→自治の担い手であるということの学びというふうに非常に狭められたニュアンスになってくる。また、今生涯教育だけではないと、学習だけではないという話もあり、もっと広い意味の学ぶということをどのようにあらわすか、その辺何とかならないかと思うが。（区民委員）

座長

・以上でおおむね原案について、やや引っかかるところもあるが、特に全体の趣旨をゆがめているわけでもないということで、御提案どおりということにする。

・区民アンケートの概要について、資料7で示されているので、事務局のから。

事務局（行政）

・区民アンケートの実施で個人情報審議会にかけること、業者を選定の入札をかけることがあるので、その仕様について早急に固める必要があり、仕様のベースとなるところについて本日お諮りしたい。

区民アンケートの目的、自治基本条例に関する区民の意識、意向を広く聞き、条例素案を取りまとめるに当たって、基礎資料とするために、このアンケート調査を実施するというものです。

本日お諮りしたいのは、調査対象と調査規模についてです。対象としては、満18歳以上の男女、住民基本台帳及び外国人登録データのうち、永住者及び特別永住者から無作為抽出する、抽出対象者は2,500人でやらせていただきたいと思います。

実施時期ですが、一応現在のところ、6月中に実施したいというふうに考えております。

設問数は、今までの検討連絡会議の中で、およそ20問程度ということ考えております。

調査手法は、郵送によるアンケート調査ということで考えております。

集計の手法は、回収された調査票につきましては、単純集計とクロス集計を行います。単純集計

は、速報版を作成いたします。

区民アンケートの調査結果の扱いは、区民討議会と同様に、それぞれで集約された意見を素案の取りまとめに当たって最大限尊重していくという位置づけです。

・それでは、条例骨子案検討作業チーム担当表、資料の3をごらんください。

本日区分のFにつきまして、三者で意見交換を行いましたので、チーム3は、本日会議終了後に区分Fの骨子案の検討の日程を調整していただきたいと考えております。今後の区分は、区分C、G、区分Dが出ましたら、同じようにそれぞれのチームにおきまして、骨子案の検討に入っていたきたいというように思っております。

三者の検討連絡会議の議題は区分ごとに行いまして、検討日程につきましては区民検討会議の検討状況にあわせるということになっております。

検討連絡会議として骨子案の作成をしていきます。骨子案の最終調整につきましては、場合によっては座長、副座長の間で調整するということも想定しております。

検討連絡会議は骨子案をもとに、地域懇談会、区民討議会、パブリックコメント、区民アンケートを実施して、それらを基礎資料として素案を作成し、区長に答申するということになっていきます。

区分のAからJ、また前文についての今後のそれぞれの検討連絡会議開催時において達成しているステージということで表記しているものになります。これらの現在の区民検討会議の進捗状況及び検討連絡会議の進め方等をにらみますと、区分Aから区分Gまでにつきましては、6月17日段階でほぼステージの段階に至るのではというふうに思いますが、前文及び区分のHからJについては、6月末段階におきましてもに達しないという現状になろうかと思えます。

これらの進捗状況を踏まえ、またこれから御説明させていただきます区民討議会の準備会の実施日、そういったものの判断する材料にしていきたいというふうに思っております。

座長

・なるべく皆さんの御努力をいただきながら、スピードアップができればと思うが、しかし条文の中で個性と必ずこれはなきやいけないだろうと思われるような事項については、かなり進んだなという気はするね。もちろん前文とか、非常にデリケートなところは残っているので、まだ予断は許さない。それでは、最後に区民討議会の開催についての検討状況を御報告いただく。

副座長（行政）

・それでは、区民討議会の準備会だが、昨日第1回目ということで行われたので、御報告させていただきます。

きのうは既に御案内だと思うが、事務局としては「NPOまちぼっと」がやっていただくと、委員は区民代表委員で高野委員と野尻委員、区議会委員で根本議員と山田議員、区の職員の委員で私と菅野と。学識経験者で伊藤さん、小針さん、吉田さん、有賀さんの4人に入っていた。

その席で議事録の公開についても検討し、傍聴、議事録ともすべての会議と同じようにオーケーだと、細かな議事録などは、また後日各委員の手元に届くことになるというふうに思っている。この準備会だが、一応全部で5回といったようなところで実施から報告書のところまでと。

それから、討議会の開催事実のところだが、ここが議論していただくところで、昨日の段階では6月中といった前提を踏まえ、具体的な日程の議論になり、公示の前の6月19、20の土日がいいのではないかと、まずそこを御議論いただければと思う。もう1点は、骨子案までいかないと討議案のテーマとすることができないのかどうなのかということも議論した。

議論の途中でも一定程度、例えばこのというステージまでいっているような状況があるとするならば、もしくは三者の案が一たんすり合わせたところであるならば、そういったことをテーマとして、その段階で区民の方々に問いかけて、討議会に参加された方に問いかけていくと、その2点をやっていく必要があるのかなどといったことを本日確認させていただきたい。

座長

・主に6月19、20日という日程、それから骨子案のかたまりぐあいについて、途中の段階でも討議にかけようかということについて、そのほか、何かご意見があれば何う。

→1,200人に出す文書については、できるだけ区民の皆さん、受けとめた方々がはっきりわかるように、区長名で出すという提案があった。

それはいいだろうということだが、しかし三者検討連絡会議が主催だということがはっきりわか

るようにし、委託されたほう（事業者）が議論を受けて、もうちょっと練るはずだよ。例えば、区長と議長と三者検討連絡会議の座長と連名か、あるいはだれかもっと親しみやすい人にするのかどうなのか、練りますということだから、22日にもうちょっときちんとした案が出てくるかというふうに思うが、主催は三者検討連絡会議であるということを確認しておこうということだ。

→結論。区長だけでなく、検討連絡会が最初から名前を出すべきだと思う。（議会委員）

座長

・ある意味ではそれがこのやり方がまだ日本で初めてということに、1つの意味も込めて、それはあるかもしれないね。御検討をお願いしたい。

→区民討議会のプログラムだが、2日間で6テーマぐらいをやったらどうかと。6テーマのうち、最初の1テーマは初めて顔を見る方が一堂に会してということなので、テーマごとに一定程度の情報提供をした上で、テーマの論議に入ってもらおうとしても、まず導入的な部分で割と入りやすいような、例えば自治基本条例とは何かというような形だ。

6個目では、今後区民の皆様はこの条例をというか、浸透させるためにはどんなことが考えられるか、今後の展開につなげていったらいいかというような御提案もいただいた。辻山先生に、20日に、2日目の議論が重なってきたらちょうど盛り上がってきたあたりで、全体のことになるかもしれないが、そこにいる方にちょっと言っていて、この自治基本条例の取り組みについて、また周知徹底を図っていければなというふうに思っている。（行政委員）

→19、20日は傍聴自由か。（議会委員）

事務局（行政）

・19、20日は、議会大会議室を予定しており、スペースの許す限り傍聴は自由と考えております。

・区民討議会は、まず開催日につきましては19、20日でよろしいでしょうか。案内状につきましては、ホストプリンターで打ち出します。したがって、それらに打つ案内は、準備会、検討連絡会議から参加している準備会委員に一任していただければと思っておりますが、いかがでしょうか。

座長

・準備会に一任をして案内状をつくってもらうということ。区民討議会については以上。

事務局（行政）

・今回は区分Fについて、作業チームの3から御報告をいただき、骨子案の検討を行いたいというふうに考えております。また、区分C及びGである行政の役割と責務、行政運営、情報の共有について、今の予定でいくと区民検討案が検討連絡会議に御報告できる予定です。したがって、これらについて三者から盛り込むべき事項について案を提示していただいて、意見交換を図りたいというふうに考えております。今回はそのような形で進めさせていただければと考えております。

座長

・今回は区分のCとGをやるので、よろしく。

事務局（議会）

・本日のまとめですが、まず区分F、地域の基盤、地域自治につきましては、三者からほぼ共通な御意見があり、地域の自治を尊重する区域区分に従って地域自治組織をみずからつくることのできる地域自治組織の活動するために必要な措置をしなければならないというような趣旨である程度三者共通しておりましたので、このような趣旨に基づいて骨子案チームに案文等の作成については申し送るということです。

区分Bにつきましては、区民の権利と責務につきましては、チーム2の骨子案の提案どおりおむねこの場で了承されました。一部は保留事項がございますが、この場で合意しております。

事務局（行政）

・それでは、次回の検討連絡会議の開催日ですが、4月28日、水曜日、午後6時半から、場所は本日と同じ第2委員会室となりますので、よろしくお願いします。

座長

・以上で終わりにいたします。

散会 午後 8時46分